

経営事項審査に係る Q & A (山形県知事許可業者用)

令和 7 年 4 月

山形県県土整備部建設企画課

目次

◇審査の概要について.....	3
【Q 1】 経営事項審査を受ける必要がありますか。	3
【Q 2】 審査基準日はいつになりますか。	3
【Q 3】 会社設立直後で、決算期が到来していない場合、審査基準日はいつになりますか。	3
【Q 4】 建設業許可の更新切れや廃業した業種について、経営事項審査を受けることができますか。	3
【Q 5】 個人から法人成りした場合、経営事項審査を受審し直す必要がありますか。	3
【Q 6】 他県の知事許可（大臣許可）から山形県知事許可に許可換えを行いました。経営事項審査を受けなおす必要はありますか。	4
【Q 7】 経営事項審査を受審して結果通知を受け取りましたが、申請内容を変更したくなったため、再度受け直すことは可能ですか。	4
【Q 8】 審査基準日から審査日まで許可を追加取得した業種を加えて、経審を受審することができますか。	4
【Q 9】 経営事項審査を受審後に新たに許可業種の追加を行った場合、同じ審査基準日で、あらためて経営事項審査を受けることができますか。	4
【Q 10】 経営事項審査の申請書を窓口を持って行くのは誰でも良いのですか。	4
◇完成工事高について.....	5
【Q 11】 建設業の新規許可を受けたばかりで工事实績が全くありません。経営事項審査を受けることはできますか。	5
【Q 12】 完成工事高がない業種は経営事項審査を申請できないのでしょうか。	5
【Q 13】 申請対象ではない業種の完成工事高は、どこに記入すればよいのでしょうか。	5
【Q 14】 完成工事高に計上できない売上がありますか。	5
【Q 15】 完成工事高は税込、税抜きどちらで記入するのでしょうか。	5
【Q 16】 経営事項審査においては、契約書や注文書が必要ですか。	5
【Q 17】 契約した建設工事の付帯工事の部分について、複数の専門業種に分けて完成工事高に計上することができますか。	5
【Q 18】 個人から法人成りしたのですが、個人事業主の工事实績を引き継ぐことはできますか。	6
【Q 19】 父親から個人事業を承継したのですが、工事实績を引き継ぐことはできますか。	6
【Q 20】 決算期変更を行ったのですが、完成工事高等の記載はどうなりますか。	6
【Q 21】 下請工事について土木一式工事に計上することができますか。	6
◇技術職員名簿について	7
【Q 22】 技術職員名簿について、技術者の記載順はどのようにすればよいですか。	7
【Q 23】 パートやアルバイト、有期契約の技術職員は対象となりますか。	7
【Q 24】 雇用期間を限定せずに働いていた技術職員が、審査基準日後すぐに退職してしまった（雇用後6か月以上経過している）場合、技術職員として認められますか。	7
【Q 25】 建設業経理士について、6か月を超える雇用が必要ですか。	7
【Q 26】 大臣認定で1級相当と認められている大臣認定者については、経営事項審査では1級の技術者の扱いになりますか。	7

【Q 2 7】 出向社員は対象となりますか。	7
【Q 2 8】 最近新しい資格を取得した者については、技術者の対象になりますか。	7
【Q 2 9】 複数業種について経営事項審査を受けるため、技術者が 0 人の業種が発生してしまいましたが大丈夫ですか。	8
【Q 3 0】 審査対象事業年度中に入院していた期間がある技術職員がいるのですが、どのように扱ったらいいいですか。	8
【Q 3 1】 法人の申請ですが、監理技術者資格者証の所属会社が、前の会社のままの技術者がいます。経審の対象になりますか。	8
◇その他の審査項目について	9
【Q 3 2】 法定外労災について、保険証券をなくした場合は、どうすればよいですか。	9
【Q 3 3】 営業年数には、許可切れしていた期間も算入してよいのですか。	9
【Q 3 4】 営業年数は、有限会社から株式会社又は、個人から法人の場合通算できますか。	9
【Q 3 5】 指名（資格）停止を受けた場合、法令遵守の状況はどうなりますか。	9
【Q 3 6】 防災協定とは、災害時のどのような活動を定めてある必要がありますか。	9
【Q 3 7】 ISO 登録証明書について、全ての営業所等が認証範囲として含まれていなければいけないのですか	9
【Q 3 8】 ISO 登録証明書について、内容に建設業に関する記載は必要ですか。	10
【Q 3 9】 消費税の納税証明は納税証明書「その 1」でなければなりません。	10
【Q 4 0】 消費税が未納ですが、経営事項審査を受審することができますか。	10
【Q 4 1】 免税業者なのですが、消費税の納税証明書の提出が必要ですか。	10
◇その他の注意点	11
【Q 4 2】 経営事項審査の結果はいつごろ届きますか。	11
【Q 4 3】 経審結果通知書をなくしてしまったのですが、再発行してもらえますか。	11
【Q 4 4】 経営事項審査の結果をインターネットで公開されていると聞いたのですが。	11
【Q 4 5】 経営事項審査の手引きはどこかでもらうことはできますか。	11
【Q 4 6】 経営事項審査日の予約は電話でできますか。	11

◇審査の概要について

【Q 1】 経営事項審査を受ける必要がありますか。

【A 1】 国や県、市町村等が発注する公共工事を直接請け負う場合には、その対象業種について経営事項審査を受けなければなりません。民間工事や下請工事のみを請け負う場合や、公共工事への入札参加を希望しない業種については、経営事項審査を受ける必要はありません。

なお、経営事項審査の有効期間は、審査基準日から1年7か月間です。公共工事を直接請け負おうとする建設業者は、発注者と請負契約を締結する時点で経営事項審査が有効でなければなりません。公共工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者は、審査基準日から1年7か月間の「公共工事を請け負うことができる期間」が切れ目無く継続するよう、毎年定期的に経営事項審査を受けることが必要となります。

【Q 2】 審査基準日はいつになりますか。

【A 2】 基本的に審査の申請する日の直前の営業年度の終了の日（いわゆる決算日）です。

ただし、決算日の変更や個人事業主の法人成り時、会社の合併や譲渡、分割等を行ったときなど、特殊な事情がある場合には、通常の決算日以外の日を審査基準日として経営事項審査を受けることができます。

例えば、合併が行われた場合で、最初の事業年度が完了する前に経営事項審査を受ける場合は、合併期日又は合併登記の日が審査基準日となります。

【Q 3】 会社設立直後で、決算期が到来していない場合、審査基準日はいつになりますか。

【A 3】 基本的に個人事業主の場合は創業日（事業開始の日）、法人の場合は設立の日となります。なお、申請書の項番06の記載は「00」ではなく、別紙1の項番31の記載も変則的になりますので、本県ホームページからダウンロードできる様式に付属しております記載要領にしたがって記入してください。

【Q 4】 建設業許可の更新切れや廃業した業種について、経営事項審査を受けることができますか。

【A 4】 受審することができません。また、許可の更新切れにより失効した時点で有していた経営事項審査も無効となります。この場合、建設業許可を新規で取り直したうえで、再度受審し、新しい結果通知を得る必要があります。

【Q 5】 個人から法人成りした場合、経営事項審査を受審し直す必要がありますか。

【A 5】 個人から法人成りした場合、個人の許可が失われると同時に、個人として受審した経営事項審査結果もその効力を失います。法人成りした後も公共工事を直接請け負う場合は、法人設立日を審査基準日とする経営事項審査を申請する必要があります。

なお、建設業法第17条の2の規定による地位の承継を行う場合、経営事項審査は引き継がれます。

【Q 6】他県の知事許可（大臣許可）から山形県知事許可に許可換えを行いました。経営事項審査を受けなおす必要はありますか。

【A 6】受けなおす必要はありません。許可換えの場合は、従前の許可を本県の許可に移管するものであるため、失効や廃業とは異なり、従前の許可行政庁で受けている経営事項審査結果通知書は、許可換え後も有効です。

【Q 7】経営事項審査を受審して結果通知を受け取りましたが、申請内容を変更したくなったため、再度受け直すことは可能ですか。

【A 7】申請者側の理由による経審を再度受け直すことは原則できません。経営事項審査は、許可業種の追加をした等の一定の場合を除き、同一の審査基準日に対する審査の受け直しは原則認めていません。

【Q 8】審査基準日から審査日までに許可を追加取得した業種を加えて、経審を受審することができますか。

【A 8】できます。審査基準日時点で許可を有していなくても、審査日までに許可を有していれば経営事項審査を受けることができます。

【Q 9】経営事項審査を受審後に新たに許可業種の追加を行った場合、同じ審査基準日で、あらためて経営事項審査を受けることができますか。

【A 9】できます。ただし、すでに受審済みの業種の内容を変更することはできません。また、審査の受け直しであるため、追加したい業種を含めて審査対象業種の全ての業種数（「受審済みの業種＋追加業種」）の審査手数料を負担していただくことになります。

【Q 10】経営事項審査の申請書を窓口に行くのは誰でも良いのですか。

【A 10】他社の社員等、自社と無関係の方（委任を受けた行政書士を除く）が持って来られた場合は受理できません。また、質問等をする可能性もありますので、申請内容を把握している方がお持ちください。

なお、行政書士会に加入している行政書士に委任することも可能ですが、建設業者の方が審査を受けた場合に、再提出のみを行政書士に依頼する事はできません。

◇完成工事高について

【Q 1 1】建設業の新規許可を受けたばかりで工事実績が全くありません。経営事項審査を受けることはできますか。

【A 1 1】できます。経営事項審査は完成工事高の有無とは無関係に受審することが可能です。

【Q 1 2】完成工事高がない業種は経営事項審査を申請できないのでしょうか。

【A 1 2】建設業許可がある業種については、完成工事高がなくても経営事項審査を申請することができます。

【Q 1 3】申請対象ではない業種の完成工事高は、どこに記入すればよいのでしょうか。

【A 1 3】項番33「その他工事」に記入してください。なお、申請書が複数枚にわたる場合は、最終頁にのみ記入してください。

【Q 1 4】完成工事高に計上できない売上がありますか。

【A 1 4】建設工事でない売上は、完成工事高に含めることができません。業務委託等（除雪、樹木の維持管理（剪定）、除草、清掃、電気設備等の保守点検及び各種委託業、不動産の販売（建売住宅の自社建設を含む）や建設資材の販売等の兼業部門）の売上高は兼業売上に計上してください。

【Q 1 5】完成工事高は税込、税抜きどちらで記入するのでしょうか。

【A 1 5】原則、税抜きで記入します。ただし、免税業者は税込みでかまいません。

【Q 1 6】経営事項審査においては、契約書や注文書が必要ですか。

【A 1 6】必要です。工事経歴書に記載の工事内容が適正に記載されているか等を確認しています。当初契約から工事内容・金額等を変更している場合は、その旨の変更契約も併せて必要です。

また、建設業法上、工事の請負に当たっては、契約を書面で締結すべきことが義務づけられています。やむをえず、契約書等がない場合にあっては、契約書等に代わる工事内容及び工事金額を確認できる書類及び、入金確認ができる通帳や領収書が必要になります。

これらの書類がない場合、経営事項審査における工事の実績として計上することができなくなる可能性がありますので注意してください。

【Q 1 7】契約した建設工事の付帯工事の部分について、複数の専門業種に分けて完成工事高に計上することができますか。

【A 1 7】できません。あくまで1つの請負契約に対して、1業種の申請となりますので、当初契約における主体工事業種の実績として計上してください。

【Q 1 8】個人から法人成りしたのですが、個人事業主の工事实績を引き継ぐことはできますか。

【A 1 8】次の要件を満たす場合は、当期事業年度開始日からさかのぼって2年以内（又は3年以内）に建設業者から建設業の主たる部分を承継した者（法人に限る。以下「承継法人」という。）であって、次のいずれにも該当する場合は、前事業体の完成工事高と営業年数を反映することができます。

- ①被承継人が建設業を廃業すること
- ②被承継人が50%以上出資して設立した法人であること
- ③被承継人の事業年度と承継法人の事業年度が連続すること
- ④承継法人の代表権を有する役員が被承継人であること

【Q 1 9】父親から個人事業を承継したのですが、工事实績を引き継ぐことはできますか。

【A 1 9】次の要件を満たす場合は、当期事業年度開始日からさかのぼって2年以内（又は3年以内）に建設業者から建設業の主たる部分を承継した者がその配偶者又は2親等以内の者であって、次のいずれにも該当する場合は、前事業体の完成工事高と営業年数を反映することができます。

- ①被承継人が建設業を廃業すること
- ②被承継人の事業年度と承継人の事業年度が連続すること
- ③承継人が被承継人の業務を補佐した経験を有すること

【Q 2 0】決算期変更を行ったのですが、完成工事高等の記載はどうなりますか。

【A 2 0】決算期変更や法人成り等を行った場合、利益額や完成工事高において、通常とは異なった記載になります。また、会社の合併や譲渡、分割等の手続きをした場合も同様です。これらの場合、計算方法等を確認するために事前審査を行っております。詳しくは、審査を受ける総合支庁建設総務課までお問い合わせください。

【Q 2 1】下請工事について土木一式工事に計上することができますか。

【A 2 1】原則できません。一式工事については、総合的な企画、指導、調整のもとに行うものであり、原則元請の工事となります。ただし、とび・土工工事業等の関連専門工事を土木一式工事に積上げ計上することは可能です。（積上げ元の専門工事の経営事項審査は受けられなくなります。）

◇技術職員名簿について

【Q 2 2】技術職員名簿について、技術者の記載順はどのようにすればよいですか。

【A 2 2】年齢の若い順に上から記載してください。また、審査を円滑に行えるよう確認書類を技術者の記載順に用意してくださいますようお願いいたします。

【Q 2 3】パートやアルバイト、有期契約の技術職員は対象となりますか。

【A 2 3】対象となりません。経審の対象となる技術職員は、審査基準日の時点で、6 か月を超える恒常的雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者であることが必要です。（高年齢者雇用安定法に基づく継続雇用制度の適用を受けている者は雇用期間が限定されていても評価対象となります。）

【Q 2 4】雇用期間を限定せずに働いていた技術職員が、審査基準日後すぐに退職してしまった（雇用後6か月以上経過している）場合、技術職員として認められますか。

【A 2 4】認められます。当初から、雇用期間を限定せず採用し（通常の正規雇用）常勤職員であった者が経営事項審査時まで解雇又は退職している場合でも、結果として審査基準日時点で6か月を超える恒常的雇用関係が継続していれば認められます。

【Q 2 5】建設業経理士について、6か月を超える雇用が必要ですか。

【A 2 5】必要ありません。建設業経理士（公認会計士等も同様）については、6か月を超える恒常的雇用関係は要件ではありません。但し、審査基準日時点で在籍していること及び常勤職員であることの確認は必要です。このため、社会保険の標準報酬月額及び源泉徴収簿（賃金台帳）等により、適切な雇用状態にあるか確認を行います。

【Q 2 6】大臣認定で1級相当と認められている大臣認定者については、経営事項審査では1級の技術者の扱いになりますか。

【A 2 6】なりません。あくまで「相当」であるため、大臣認定のみでは、1級の技術者の取扱いになりません。経審においては、大臣認定者の技術者区分は「その他」になります。

【Q 2 7】出向社員は対象となりますか。

【A 2 7】出向社員は、出向元の経営事項審査の技術者として申請されていない場合で、出向元と出向先との間で、給与や社会保険等の支払い方法等について明確に定めた出向契約書（または出向協定書）、出向辞令、出勤簿、請求書（給料の支払書類）等が確認できる場合には対象となる可能性があります。（その他、通常の技術者と同様の確認書類が必要になります）。

なお、出向先の会社の技術者として経営事項審査を受審した場合、再度出向元の会社の技術者として審査を受けることはできません。

【Q 2 8】最近新しい資格を取得した者については、技術者の対象になりますか。

【A 2 8】資格取得日が審査基準日の前であれば、技術者の対象になります。また、実務経験期

間についても同様で、審査基準日までに要件を満たしていれば対象になります。

【Q 2 9】複数業種について経営事項審査を受けるため、技術者が0人の業種が発生してしましますが大丈夫ですか。

【A 2 9】技術職員名簿の記載方法は、技術職員1人につき2業種のための申請となっているため、複数業種を受審する場合は、技術者が0人の業種が発生することがあります。どの業種に何人の技術者を配置するかは、受審業者の経営判断に基づいて行ってください。

なお、一度経審を受審した場合、当該年度中に配置した技術者の業種を変更したくなったとしても変更は出来ませんので、注意してください（【Q 7】参照）。

【Q 3 0】審査対象事業年度中に入院していた期間がある技術職員がいるのですが、どのように扱ったらいいですか。

【A 3 0】仮に審査対象事業年度中に入院していた期間があっても、健康保険及び厚生年金保険の被保険者として常勤の技術職員であることが確認でき、審査基準日までに通常の常勤職員と同様の雇用形態（賃金含む）で復職していることが確認できる場合は申請することが可能です。

【Q 3 1】法人の申請ですが、監理技術者資格者証の所属会社が、前の会社のままの技術者がいます。経審の対象になりますか。

【A 3 1】法人の場合、監理技術者資格者証の所属建設業者を変更した場合は、経審申請会社を書き換える必要があります。所定機関で変更の手続きの上、監理技術者資格者証の裏面のコピーも併せて添付してください。

◇その他の審査項目について

【Q 3 2】法定外労災について、保険証券をなくした場合は、どうすればよいですか。

【A 3 2】まず、保険会社に保険証券の再発行を求めてください。再発行が難しい場合は、保険会社から、以下①～③の要件を全て満たしていることが明記されている加入証明書の発行を受け、その原本を提出してください。

①業務災害と通勤災害（出勤及び退勤中の災害）のいずれも対象とすること。

②直接の使用関係にある職員及び下請負人（数次の請負による場合にあっては全ての下請負人）の直接の使用関係にある全ての職員を対象とすること。

③少なくとも死亡及び労働災害補償保険の障害等級第1級から第7級までに係る身体障害の全てを対象とすること。

【Q 3 3】営業年数には、許可切れしていた期間も算入してよいのですか。

【A 3 3】営業年数は、許可切れの期間は算入できません。営業年数は、建設業許可を取得した時から審査基準日までの営業年数を記載します。このため、建設業許可を取得する前に営業していた期間や廃業していた期間も含まれません。

なお、営業年数に年未満の端数がある場合は切り捨てます。

【Q 3 4】営業年数は、有限会社から株式会社又は、個人から法人の場合通算できますか。

【A 3 4】有限会社から株式会社は、通算できます。個人から法人の場合は、一定の要件を満たす場合は通算できます（Q 1 8を参照してください）。

【Q 3 5】指名（資格）停止を受けた場合、法令遵守の状況はどうなりますか。

【A 3 5】指名停止の場合は対象外のため、「2」になります。建設業法に基づく営業停止又は指示処分を受けた場合のみ「1」を記載してください。

なお、営業停止等を受けた時期については、審査対象年度に当該処分を受けた場合は「1」となります。そのため、審査対象年度ではない時期に処分を受けた場合には「2」となります。

【Q 3 6】防災協定とは、災害時のどのような活動を定めてある必要がありますか。

【A 3 6】防災協定に定める具体的な活動内容について制限はありません。建設工事に該当しない活動であっても、災害時の建設業者の活動義務について定めた協定であれば加点対象になります。（建設業者としての社会貢献を評価する項目のため。）所属している団体が締結している場合は、団体等に確認してください。

【Q 3 7】ISO 登録証明書について、全ての営業所等が認証範囲として含まれていなければいけないのですか

【A 3 7】必要です。認証範囲が一部の支店に限られている場合は加点対象になりません。また、認証範囲に建設業が含まれていない場合は加点対象になりません。

【Q 3 8】ISO 登録証明書について、内容に建設業に関する記載は必要ですか。

【A 3 8】必要です。経営事項審査ではあくまでも認証内容が建設業か否かを見ます。このため、施工、管理、据付等、建設工事の内容が判断できない場合は、原則認められません。なお、建設業が含まれていれば、経審を受けようとする業種と無関係の業種であっても加点の対象となります。

【Q 3 9】消費税の納税証明は納税証明書「その1」でなければなりませんか。

【A 3 9】経営事項審査では、納税証明書「その1」の提出が必要です。発行日現在において未納のないことの証明である「その3」等では代用できません。

なお、決算終了後の変更届と証明書の種類等が異なりますので注意してください。

また、消費税の納税証明書は電子データ及び電子納税証明書を印刷した書類では受け付けておりません。

【Q 4 0】消費税が未納ですが、経営事項審査を受審することができますか。

【A 4 0】消費税を完納しているかどうかは、経営事項審査の審査項目ではなく、税額の全部または一部に未納がある場合でも、審査を受けることはできます。

ただし、未納のままである場合、発注機関によっては入札参加資格が得られない可能性がありますのでご注意ください。

【Q 4 1】免税業者なのですが、消費税の納税証明書の提出が必要ですか。

【A 4 1】免税業者でも課税業者でないことの確認のため、消費税の納税証明書の提出が必要です。

◇その他の注意点

【Q 4 2】経営事項審査の結果はいつごろ届きますか。

【A 4 2】通常、経営事項審査受審してから結果通知まで約1か月程度要します（申請書類に不備があり、審査終了が遅れる場合は、発行が遅れることがあります）。

【Q 4 3】経審結果通知書をなくしてしまったのですが、再発行してもらえますか。

【A 4 3】結果通知書のそのものの再発行はしていませんが、原本と相違ないことを証明する形で、交付を受けることができます。経営事項審査を受審した総合支庁建設総務課へご相談ください。

【Q 4 4】経営事項審査の結果をインターネットで公開されていると聞いたのですが。

【A 4 4】経営事項審査の結果は、インターネットにより公開されています。詳しくは（一財）建設業情報管理センターのホームページをご覧ください。

【Q 4 5】経営事項審査の手引きはどこかでもらうことはできますか。

【A 4 5】県のホームページで公開しています。下記アドレスのページからダウンロードしてください。

アドレス：<http://www.pref.yamagata.jp/ou/kendoseibi/180030/kg/kg.html>

【Q 4 6】経営事項審査日の予約は電話でできますか。

【A 4 6】電話予約は原則受け付けておりません。経審の予約は、決算終了後の変更届出書の提出時に、経審を受審する旨担当者へ伝え、その際お渡しする往復ハガキにより行ってください。